

生企甲達第62号
平成19年7月26日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石川県警察本部長

火薬類取扱場所の立入検査実施要領の制定について（通達）

- 対号1 昭和47年8月23日付け防第675号「火薬類の立入検査実施表の一部改正について（通達）」
- 対号2 昭和53年4月15日付け発保第36号「火薬類取扱場所の立入検査実施要領の制定実施について（通達）」

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項の規定による警察職員の行う立入検査については、対号通達に基づいて実施してきたところであるが、このたび、火薬類規制の現状及び火薬類取扱いの実態に即して合理的かつ効果的に立入検査を実施し、火薬類の不正流失防止等の徹底を期するため、別添のとおり「火薬類取扱場所の立入検査実施要領」を全部改正したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

火薬類取扱場所の立入検査実施要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、火薬類取扱場所の立入検査に関する規程（昭和42年石川県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に基づき、警察職員の行う立入検査について必要な事項を定めるものとする。

2 関係機関との協力

生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長は、火薬類に関する事務の運用について、県の主務課（火薬類に関する事務を担当する課及び出先機関をいう。以下同じ。）と緊密な連絡を保持し、これらの行う行政上の措置又は活動と警察の行う立入検査とが総合かつ有機的に運用されるよう配慮しなければならない。

3 幹部の責務

火薬類に関する事務を担当する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向と火薬類の盗難、不正流失事故防止に関する問題点の的確な把握に努めるとともに、これらの情勢に対応する指導に配慮し、立入検査の効果的運用を図らなければならない。

4 台帳の備付け

(1) 生活安全企画課長及び警察署長は、次に掲げる台帳をそれぞれ一部あて保管するものとする。この場合において、警察署長は台帳を2部作成し、1部を生活安全企画課長に送付するものとする。

ア 火薬類消費者台帳（別記様式第1号）

イ 火薬庫台帳（別記様式第2号）

ウ 火薬類販売所台帳（別記様式第3号）

エ 火薬類製造所台帳（別記様式第4号）

(2) 警察署長は、立入検査を適正かつ効果的に推進するため次に掲げる要領により台帳を整備し、その活用を図らなければならない。

ア 法第52条第2項の規定に基づく通報を受理したときは、当該関係業者に対し保管管理の適正な指導を行うとともに必要な事項を聴取し台帳に記載すること。

イ 記載事項に変更を生じたときは、その都度遅滞なく追加訂正するとともにその結果を警察本部長に報告すること。

第2 立入検査の実施

1 通常立入検査

通常立入検査は、次により行うものとする。

- (1) 検査対象の火薬類取扱事業の内容、規模、火薬類の消費状況、期間等から判断して、消費許可の期間中1回以上及び期間終了直前、終了直後の残火薬類の措置状況を確認するために行う場合
- (2) 一斉検査及びその他の立入検査により、法令違反が認められた事業所について、その後の状況を確認するために行う場合
- (3) 火薬類取扱場所において、事故が発生した場合における当該事業所及び他の火薬類取扱所においても同種の事故発生が予想されるとき行う場合
- (4) 県の主務課職員の行う立入検査に併せて行う必要がある場合
- (5) 地域警察官が、通常勤務を通じて随時所管区内の事業所について行う場合
- (6) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第52条第2項の規定により、知事からの処分通報のあった事業所について行う場合

2 一斉立入検査

一斉立入検査は、次により行うものとする。

- (1) 警察庁からの連絡により全国一斉に行う場合
- (2) 警察本部長が、年1回以上実施の時期、重点等をその都度指示して、県下一斉に行う場合

3 新規立入検査

新規立入検査は、知事より法第52条第2項の規定に基づき通報のあった火薬類の新規取扱事業所に対して行うものとする。この場合において、警察署長は、速やかに関係警察署職員に立入検査を行わせ、その実態を把握するものとする。

4 対象

警察職員の行う立入検査は、原則として火薬類消費場所、庫外貯蔵所、火薬庫、火薬類販売所及び火薬類製造所（以下「火薬類取扱場所」という。）とする。

5 実施計画

- (1) 生活安全企画課長は、警察本部長の命を受け県下の火薬類の状況を把握するため、一斉立入検査に関する実施計画を策定するものとする。
- (2) 警察署長は、前記(1)による一斉立入検査のほか通常、新規立入検査に関する実施計画を策定するものとする。

6 立入検査上の留意事項

警察職員は立入検査の実施に当たっては、法第43条第5項によるほか、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 粗野な言動を慎むとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法令の規定等を適切に指導し、その理解と強力を得るように努めること。

- (2) 火薬類取扱場所においては、喫煙し又は発火のおそれある器具を使用し若しくは所持してはならない。
- (3) 火薬類取扱場所においては、業務上やむを得ない場合のほか、火薬類を直接取り扱わないようにすること。
- (4) 立入検査を行う場合は、けん銃を着装しないこと。ただし、所属長が着装を命じたときはこの限りではない。
- (5) 発破による飛石、不発の爆薬等に十分留意し、ヘルメットを着装するなどにより受傷事故に細心の注意を払うこと。
- (6) 火薬庫、火薬類製造所の危険工室の立入検査を行う場合は備付けの履物を使用し、土足で立入らないこと。
- (7) 立入検査は、原則として昼間に行うこと。ただし、特別の理由により事前に所属長の承認を受けたときはこの限りでない。

7 立入検査の事前準備

立入検査に従事する警察職員は平素から関係法令の研鑽に努めるとともに、立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所について、次に掲げる事項を事前に把握し、立入検査を円滑かつ効果的に推進しなければならない。

- (1) 所在地、名称及び火薬類に関する許可状況
- (2) 火薬類、保安責任者の人数及び氏名
- (3) 過去における火薬類取締法違反及び火薬類盗難被害の状況
- (4) 火薬庫（1級、2級、3級及び煙火火薬庫）にあつては、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）第24条第16号（警鳴装置の設置義務免除）の適用の有無
- (5) 火薬類消費場所にあつては、次の事項とする。
 - ア 法第29条第4項の保安教育計画の策定に関する知事の指定の有無
 - イ 法第30条第2項の火薬類取扱保安責任者の選任義務の有無
 - ウ 規則第48条第1項の火薬類取扱従事者の人数及び氏名
 - エ 規則第52条第1項の火薬類取扱所設置義務の有無

8 立入検査の実施要領

立入検査は、次に掲げる要領により実施するものとする。

- (1) 原則として2名以上の警察職員をもって行うこと。ただし、地域警察官の通常勤務における立入検査及び県の主務課職員と協力して実施する場合はこの限りでない。
- (2) 火薬類取扱場所の責任者又はその代理者に対し立入検査の旨を告げ、これらの立会いを求めて行うこと。
- (3) 立入検査に従事する警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときはこれを提示すること。

- (4) 立入検査は、火薬類取扱場所の種別に応じてそれぞれ立入検査実施票(別記様式第5号～別記様式第13号)の検査(指導)事項に従って実施し、必要事項を記載すること。
- (5) 立入検査は形式的に流れることがなく綿密周到な注意力をもって、当該火薬類取扱場所における火薬類の保管及び管理の実態を正確に把握すること。

9 違反発見時の措置

警察職員は、立入検査により法令違反を発見したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 違反の実態が法第45条に規定する緊急措置を要すると認められるときは、緊急措置要請の措置をとること。
- (2) 違反の状態が前記(1)に掲げる緊急措置を要するに至らないと認められるものについては、次により措置すること。
 - ア 改善可能なものについては、その場で直ちに改善を指導すること。
 - イ その場で改善が困難なものについては、期限を付して改善を指導し、当該期間経過後に結果を確認すること。
- (3) 当該違反の原因を検討し、事後の改善措置の資料として活用すること。

10 緊急措置要請

- (1) 警察署長は、法第45条の緊急措置を行う必要がある場合は、措置要請事項発見報告書(別記様式第14号)により、その状況を警察本部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 生活安全企画課長は、前記(1)の報告に関し警察本部長の指示を受け、知事に対して必要な措置要請の手続を行うものとする。

第3 実施後の措置

1 立入検査後の措置

所属長は、立入検査実施後、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 法令違反が認められた者のうち、その罪状が悪質なもの、違反の前歴があるもの、その他火薬類の適正な保管管理を期するため必要があると認められるものについては、法第52条第4項により知事に対し措置要請を行うこととなるので、措置要請事項発見報告書によりその状況を速やかに警察本部長に報告するものとする。
- (2) 法令違反が認められた火薬類取扱場所に対しては、事後の立入検査を強化すること。
- (3) 生活安全企画課長は、立入検査を実施した結果について、適宜とりまとめ、必要がある場合は改善意見とともに知事に通報するものとする。

2 結果報告

- (1) 警察職員は、立入検査を実施した結果については、立入検査実施票によって速やかに所属長に報告すること。
- (2) 所属長は、一斉立入検査の結果を一斉立入検査報告書(別記様式第15号)により警察本部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月26日から施行する。

別記様式第1号

火薬類消費者台帳

消費者の住所 (所在地)氏名 (名称)	TEL				保安教育計画を定めるべき者として知事の指定を受けていることの有無	受けている。 受けていない。	
消費者の職業 (業務種別)		保有する 火薬庫					
				棟	棟	棟	
保有する庫外貯蔵所							
所在地	指示の区分	指示の年月日 番号	指示の期間	貯蔵する火薬 類の種類及び 最大貯蔵数量	警鳴装置及び 自動警報装置 の設置区分	警鳴装置を設置 しているときは 本体の設置場所	異動事項
	規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		警鳴装置 自動警報装置		
	規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		警鳴装置 自動警報装置		
	規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		警鳴装置 自動警報装置		
火薬類消費場所							
消費場所の所在地名称	消費の期間	消費の目的		譲受けの許可	消費の許可		

TEL		自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日 第 号		年 月 日 第 号					
取扱保安責任者 選任義務の有無	火薬類取扱所設置 義務の有無	火工所 の数	火薬類購入先の所在地及び名称			火薬類を返納する火薬庫又は庫 外貯蔵所の所在地、名称、当該 消費場所までの距離	火薬類 取 扱 従事者				
有 なし	有 なし	個所	TEL			約 m	名				
消費している火薬 類の種類、1日の 消費見込数量		火薬類取扱 所の構造設 備の区分	記 帳 責 任 者				火 薬 類 取 扱 保 安 責 任 者				
			場 所 別	氏 名	年 齢	異 動 事 項	正、副、代 理の別	氏 名	年 齢	選 任 年 月 日	異 動 事 項
種 類	数 量	火薬類が 存置され ていると き見張り を要する もの	取 扱 所							年 月 日	
			加 工 所							年 月 日	
			発 破 場 所							年 月 日	
		火薬類が 存置され ていると き見張り を要しな いもの								年 月 日	
										年 月 日	
										年 月 日	
備											

火薬類消費者台帳補助用紙（消費場所）

消費場所の所在地、名称		消費の期間		消費の目的		譲受けの許可		消費の許可		
TEL		自	年 月 日			年 月 日			年 月 日	
		至	年 月 日			第	号	第	号	
取扱保安責任者 選任義務の有無	火薬類取扱所設置 義務の有無	火工所 の 数	火薬類購入先の所在地及び名称			火薬類を返納する火薬庫又は 庫外貯蔵所の所在地、名称、 当該消費場所までの距離		火薬類取扱 従 事 者		
有 なし	有 なし	個所	TEL			約 m		名		
消費している火 薬類の種類、1 日の消費見込数 量	火薬類取扱 所の構造設 備の区分	記 帳 責 任 者				火 薬 類 取 扱 保 安 責 任 者				
		場 所 別	氏 名	年 齢	異 動 事 項	正、副、代 理の別	氏 名	年 齢	選 任 年 月 日	異 動 事 項
種 類	数 量	火薬類が 存置され ていると き見張 りを要 する もの	取 扱 所						年 月 日	
			加 工 所						年 月 日	
			発 破 場 所						年 月 日	
									年 月 日	
			火薬類が 存置され ていると き見張 りを要 しな いもの						年 月 日	
									年 月 日	
									年 月 日	
								年 月 日		
備 考										

消費場所の所在地、名称		消費の期間		消費の目的		譲受けの許可		消費の許可		
TEL		自	年月日			年月日	第	年月日	第	
至		年月日			第		号	第	号	
取扱保安責任者 選任義務の有無	火薬類取扱所設置 義務の有無	火工所 の数	火薬類購入先の所在地及び名称			火薬類を返納する火薬庫又は 庫外貯蔵所の所在地、名称、 当該消費場所までの距離		火薬類取扱 従事者数		
有 なし	有 なし	個所	TEL			約 m		名		
消費している火 薬類の種類、1 日の消費見込数 量	火薬類取扱 所の構造設 備の区分	記帳責任者				火薬類取扱保安責任者				
		場所別	氏名	年齢	異動事項	正、副、代 理の別	氏名	年齢	選任年月日	異動事項
種類	数量	火薬類が 存置され ていると き見張り を要する もの	取扱所						年月日	
		火薬類が 存置され ていると き見張り を要しな いもの	加工所						年月日	
			発破場所						年月日	
									年月日	
									年月日	
									年月日	
									年月日	
備考										

	規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		警鳴装置 自動警報装置		
	規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		警鳴装置 自動警報装置		
	規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		警鳴装置 自動警報装置		

別記様式第2号

火 薬 庫 台 帳

火薬庫の種類、形状					許可	年 月 日				
所有者又は占有者の 住所（所在地）氏名 （名称）		T E L			許可の間	自 年 月 日 至 年 月 日				
					火薬庫の記号又は名称					
外庫の錠の種類及び 形 式		警 鳴 装 置 （ 1 級、 2 級、 3 級及び実包庫に限る。）								
		設 置 の 状 況			本体の設置されている場所の住所（所在地）氏名（名称）					
		設置されている。 警鳴部だけ設置されている。 設置されていない。								
貯蔵している火薬類の 種類及び最大貯蔵数量		当該火薬庫に貯蔵の委託をしている者			火 薬 類 取 扱 保 安 責 任 者					
種 類	数 量	住 所（所在地）	氏名(名称)	T E L	正、副、 代理の別	氏 名	年齢	選任年月日	異動事項	
備 考										

火 薬 類 取 締 法 違 反 の 前 歴				火 薬 類 盗 難 被 害 (含 未 遂) の 状 況			
違反の 年月日	違 反 の 概 要	送致、不送致の 別、刑事処分の 年月日及び処分 の内容	行政処分の 年月日及び 処分の内容	発生の 年月日	事 件 の 概 要 (被害品、被害数量等)	行政処分の 年月日及び 処分の内容	検挙の年月日 及び検挙部署

- (注) 1 この台帳は、火薬庫(棟)ごとに都道府県(方面)警察本部及び警察署の火薬類担当課(係)が各1部を作成し、保管すること。
- 2 「火薬類取扱保安責任者」欄には、当該火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。
- 3 警鳴装置の「設置の状況」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
- 4 「許可の期間」欄は、許可に期限が付されているものについてだけ記載し、「火薬庫の記号又は名称」欄は、記号又は名称の付されているものだけ記載すること。

保 有 す る 庫 外 貯 蔵 所							
所在地	指示の区分	指示の年月日 番 号	指示の期間	貯蔵する火薬 類の種類、最 大貯蔵数量	警鳴装置及び 自動警報装置 の設置区分	警鳴装置を設置 しているときは 本体の設置場所	異動事項
	規 16(2)の施設 規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日				
	規 16(2)の施設 規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日				
	規 16(2)の施設 規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日				
	規 16(2)の施設 規 16(3)の施設 規 16(4)の施設	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日				
備 考							

- (注) 1 この台帳は、火薬類販売所ごとに、都道府県（方面）警察の本部及び警察署の火薬類担当課（係）が各1部を作成し、保管すること。
- 2 「火薬類取扱保安責任者」欄には、当該販売所が所有（管理）する火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。
- 3 「指示の区分」欄の「規 16(2)」とは、火薬類取締法施行規則第16条第2号をいう。（以下「規 16(3)」、「規 16(4)」において同じ。）
- 4 「警鳴装置及び自動警報装置の設置区分」欄は、「規 16(3)の施設」及び「規 16(4)の施設」につてだけ記載すること。
- 5 「指示の区分」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。

備考									

- (注) 1 この台帳は、火薬類の製造所ごとに、都道府県（方面）警察の本部及び警察署の火薬類担当課（係）が各1部を作成し、保管すること。
- 2 「火薬類取扱保安責任者」欄には、当該製造所が所有（管理）する火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。

製造所見取図

製造所名	

別記様式第5号

立入検査実施票(消費場所)

実施年月日		年 月 日	実施者所属 氏 名	
事業所	所在地		保安教育計画策定義務の有無	有 なし
	事業所名		保安責任者選任義務の有無	有 なし
	許可の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	火薬類取扱所設置義務の有無	有 なし

検 査 (指 導) 事 項	検 査 (指 導) 結 果
1 火薬類の譲受け及び消費の許可は受けているか。(法17 . 25)	受けている。 受けていない。
2 正副の火薬類取扱取扱保安責任者及び代理者は選任されているか。(選任義務のある場合に限る。) (法30 . 33)	選任している。 選任していない。
3 火薬類取扱従事者は、腕章を付する等他の者と識別できる措置を講じているか。〔規51(15)〕	している。 していない。
4 火薬類取扱従事者以外のものが火薬類の取扱いをしていないか。〔規51(16)〕	していない。 している。
5 火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置していないか。〔規51(13)〕	存置していない。 存置している。
6 1日の作業終了後、火薬類を火薬庫又は庫外貯蔵所に返納しているか。〔規51(14)〕	返納している。

		返納していない。
7	消費場所に持ち込む火薬類は、火薬類取扱所又は火工所を經由させているか。〔規 51(12)〕	經由させている。 經由させていない。
火 薬 類 取 扱 所	8 火薬類取扱所を設置する義務のある消費場所にあつては、同施設を設置しているか。 〔規 52 〕	設置している。 設置していない。
	9 見張人を常時配置しないものにあつては、平屋建の鉄筋コンクリート造（厚さ 10 センチ以上）コンクリートブロック造（厚さ 15 センチ以上）又はこれと同等程度（壁の外面に厚さ 2 ミリ以上の鉄板を張り、扉が取外しできないように取付けてあるなど）に盗難等を防ぎ得るものであり、かつ扉は、厚さ 2 ミリ以上の鉄板を張り、錠（南京錠、えび錠を除く。）が施されているか。〔規 52 (2)(4)〕	適合している。 適合していない。
	10 上欄の盗難防止措置を施していない火薬類取扱所にあつては火薬類を存置中、見張人を配置し、又は見張りできる状態で作業に従事させているか。〔規 52 (2)(4)〕	見張りをさせている。 見張りをさせていない。
	11 周囲には、適当なさくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」等の警戒札が建ててあるか。 〔規 52 (7)〕	建ててある。 建てていない。
	12 所内には、見易いところに取扱いに必要な法規等を掲示してあるか。〔規 52 (8)〕	掲示している。 掲示していない。
	13 定員を定め、定員内の作業等以外の者を立入らせないようにしているか。 〔規 52 (10)〕	立入らせていない。 立入らせている。
	14 存置されている火薬類は、1日の消費数量をこえていないか。〔規 52 (11)〕	こえていない。 こえている。
	15 責任者をおき、火薬類の受払い及び残数量をそのつど正確に記録させているか。 〔規 52 (12)〕	記録させている。 記録させていない。

火 工 所	16 火工所は、設置されているか。〔規 52 の 2 〕	設置されている。 設置されていない。
	17 火薬類が存置されているときは、見張人を配置し、又は見張りできる状態で作業に従事させているか。〔規 52 の 2 (3)〕	見張りをさせている。 見張りをさせていない。
	18 周囲には、適当なさくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」等の警戒札を建ててあるか。〔規 52 の 2 (5)〕	建ててある。 建てていない。
	19 所内には、見易いところ取扱いに必要な法規等を掲示してあるか。〔規 52 の 2 . 52 (8)準用〕	掲示してある。 掲示していない。
	20 定員を定め、かつ、定員内の作業員等以外の者を立入らせないようにしているか。〔規 52 の 2 . 52 (10)準用〕	立入らせていない。 立入らせている。
	21 責任者をおき、火薬類の受払い及び残数量をそのつど正確に記録させているか。〔規 52 の 2 . 52 (12)準用〕	記録させている。 記録させていない。
	22 火工所以外の場所で薬包に雷管を取付ける作業をしていないか。〔規 52 の 2 (6)〕	していない。 している。
23 薬包に雷管を取付けるための必要な火薬類以外の火薬類を所内に持ち込んでいないか。(取扱所を設けている場合に限る。)[規 52 の 2 (7)]	持ち込んでいない。 持ち込んでいる。	
発	24 当該作業に使用する見込量をこえた数量の火薬類を消費場所に持ち込んでいないか。〔規 53(1)〕	持ち込んでいない。 持ち込んでいる。
	25 責任者を定め、火薬類の受渡数量、消費数量、発破孔の装てん方法をそのつど正確に記録させているか。〔規 53(2)〕	記録させている。 記録させていない。

破 場 所	26 装てんが終了した後、直ちに残った火薬類を火薬類取扱所又は火工所に返送しているか。 〔規 53(3)〕	返送している。 返送していない。
	27 発破による飛散物により人畜、建物等に損傷のおそれのある場合には、損傷を防ぎ得る防護措置を講じているか。〔規 53(5)〕	講じている。 講じていない。
	28 発破に際してはあらかじめ、定めた危険区域に見張人を配置し、関係者以外のものの立入を禁止し、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認してから点火しているか。 〔規 53(16)〕	確認している。 確認していない。
	29 発破の際は、その都度、不発の数を確認し、盗難防止の措置を講じているか。〔指導〕	講じている。 講じていない。
30 知事が保安教育計画を定めるべき者として指定した消費場所にあつては、火薬類の盗難防止に関する事項を盛り込んだ保安教育計画を策定し、従業者に対して保安教育を実施しているか。 〔法 29 . 規 67 の 6 (1)(2)〕	実施している。 実施していない。	
31 火薬庫又は庫外貯蔵所以外の場所に火薬類を長期間不法に貯蔵していないか。〔注 11 〕	不法貯蔵していない。 不法貯蔵している。	
32 消費場所と、火薬庫又は庫外貯蔵所の距離、その他の地理的条件が、作業終了後、火薬類を火薬庫又は庫外貯蔵所に返納する上で障害となっていないか。(指導)	障害となっていない。 障害となっている。	
違反の 原因	遵法精神の欠如 法令の不知 消費者又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 その他の理由 経済的理由	
違反の 措 置	事件送致 事件不送致 緊急措置の要請 行政処分の措置要請 その他の改善措置	

- (注) 1 「検査(指導)結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
 2 「違反の措置」欄の記入は主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第 6 号

立 入 検 査 実 施 票 (庫 外 貯 蔵 所)

実 施 年 月 日		年 月 日	実施者所属氏名	
庫貯蔵外所	所 在 地		指 示 の 期 間	
	指示を受けた者		庫外貯蔵所の種別	

		検 査 (指 導) 事 項	検 査 (指 導) 結 果
規 16 (2) の 施 設	1	1 周囲の壁、天井及び床(2階以上に設ける場合に限る。)は、厚さ 10 センチ以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ 20 センチ以上の補強コンクリートブロック造りとなっているか。〔規 16(2)(イ)〕	適合している。 適合していない。
	2	2 入口扉は、厚さ 0.6 ミリ以上の鉄板を使用した鉄製の防火戸となっているか。〔規 16(2)(ロ)〕	適合している。 適合していない。
	3	3 窓、通気孔及び換気孔は、設けられているか。〔規 16(2)(ハ)〕	設けられている。 設けられていない。
	4	4 自動消火設備は設けられているか。〔規 16(2)(ニ)〕	設けられている。 設けられていない。
規 16 (3)	2	5 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又は、これと同等程度(壁の外面に厚さ 2 ミリ以上の鉄板を張り、扉を外側から取外しできないように取付けてある等)に盗難等を防ぎ得る構造となっているか。〔規 16(3)(イ)〕	適合している。 適合していない。
	6	6 建物入口の扉は、厚さ 2 ミリ以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉又はこれと同等程度(鉄板とコンクリートをサンドウィッチ式に併用してその厚さが 5 センチ以上あるもの)に盗難等を	適合している。 適合していない。

の 施 設	防ぎ得るものとし、錠（南京錠及びえび錠を除く。）を使用しているか。〔規 16(3)(ロ)〕	
	7 建築物の屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦その他の不燃物資を使用し、かつ、屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り、又は厚さ2ミリ以上の鉄板を使用している以外のものにあつては、天井裏等に線径4ミリ以上、網目が5センチ以下の金網が張ってあるか。〔規 16(3)(ハ)〕	適合している。 適合していない。
規 の 16 施 (4)設	3 8 金属製ロッカー等の設備は、容易に持ち運びできないものであるか。〔規 16(4)(ロ)〕	持ち運びできない。 持ち運びできる。
	9 金属製ロッカー等の扉には、錠を使用する等盗難防止の措置が講じられているか。〔規 16(4)(イ)〕	講じられている。 講じられていない。
4 上 の 記 施 2 設 及 共 び 通 3	10 警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されているものにあつては、警鳴装置が設置されているか。〔規 16(3)(ホ)、(4)(ニ)〕	設置されている。 設置されていない。
	11 警報を通常感知することができるものと認められる場所に設置されているものにあつては、自動警報装置が設置されているか。〔規 16(3)(ホ)、(4)(ニ)〕	設置されている。 設置されていない。
	12 警鳴装置又は自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持されているか。〔規 16(3)(ハ)、(4)(ホ)〕	維持されている。 維持されていない。
	13 帳簿を備え責任者を定めて出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日及び相手方の住所氏名をそのつど明確に記録されているか。〔規 16(3)(ト)、(4)(ハ)〕	記録させている。 記録させていない。
5 上 4 記 の 2 施 、 設 3 共	14 火薬類を貯蔵することについて都道府県知事の指示を受けているか。(法 11)	受けていない。 受けている。
	15 緊急の場合、警察に通報する体制は、確立されているか。(指導)	確立されている。 確立されていない。

及通 び	16 扉の錠及び「ちょうつがい」は、通常の破壊に耐え得るものであるか。(指導)	耐え得るものである。 耐え得るものでない。
違原 反 の 因	遵法精神の欠如 法令の不知 庫外貯蔵所の指示を受けた者の監督不十分 その他の理由	経済的理由
違措 反 の 置	事件送致 事件不送致 緊急措置の要請 行政処分 of 措置要請 その他の改善措置	

- (注)
- 1 「規 16(2)」とは、火薬類取締法施行規則第 16 条第 2 号をいう(以下「規 16(3)」及び「規 16(4)」において同じ)。
 - 2 「庫外貯蔵所の種別」欄は、規 16(2)の施設、規 16(3)の施設及び規 16(4)の施設の区分に従って記入すること。
 - 3 「検査(指導)結果」、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
 - 4 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第7号

立入検査実施票（一級火薬庫）

実施年月日		年 月 日	実施者所属氏名	
火 薬 庫	所在地			火薬庫の種別
	所有者又は管理者			警鳴装置の設置 義務免除の有無
				有 なし

	検査（指導）事項	検査（指導）結果
地 上 式 、 地 上 覆 土 式 、 地 中 式 共 通	1 火薬庫設置の許可は受けているか（法12）	受けている。 受けていない。
	2 正、副の火薬類取扱保安責任者及び代理者は選任されているか（法30、33）	選任されている。 選任されていない。
	3 帳簿を備え付け、火薬類の出納の状況、残数量が正確に記録されているか（法41）	記録されている。 記録されていない。
	4 警鳴装置は、設置されているか（見張所を設置し、常時見張人を配置する場合を除く。） 〔規24(16)、24の2及び25準用〕	設置されている。 設置されていない。
	5 常に警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか〔規21（14）〕	維持されている。 維持されていない。
	6 火薬庫の最大貯蔵量をこえて火薬類を貯蔵していないか〔規20〕	こえていない。 こえている。

	7 火薬庫の周囲には、有刺鉄線が張りめぐらされているか（指導）	張られている。 張られていない。
	8 警鳴装置の本体が設置されている場所においては、緊急時に警察に速報する体制が確立されているか（指導）	確立されている。 確立されていない。
	9 火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は、通常の破壊に十分耐え得るものであるか（指導）	耐え得るものである。 耐え得るものでない。
地上式、地上覆土式共通	10 入口扉は二重扉とし、外扉は厚さ3ミリ以上の鉄板であり、内扉と外扉にそれぞれ錠（外扉にあっては、南京錠、えび錠を除く。）を使用する等の盗難防止措置がされているか〔規24(4)、24の2準用〕	適合している。 適合していない。
	11 幅20センチ以上の通気孔には約5センチの間隔で、直径1センチ以上の鉄棒がはめ込まれているか〔規24(6)、24の2(3)〕	適合している。 適合していない。
	12 警笛装置は設けられているか〔規24(12)、24の2準用〕	適合している。 適合していない。
	13 火薬庫の境界に沿い、幅2メートル以上の空地を設け、かつ、附近には、貯水槽を設け、立入禁止等の警戒札を建てる等の措置が講じられているか〔規24(14)、24の2準用〕	適合している。 適合していない。
地	14 構造は平屋建の鉄筋コンクリート造り、煉瓦造り、コンクリートブロック造り又は石造りとし、基礎は堅ろう高位となっているか〔規24(2)〕	適合している。 適合していない。
	15 壁の厚さは、鉄筋コンクリート造りにあっては、15センチ以上、煉瓦造り、コンクリートブロック造り、石蔵にあっては、20センチ以上あるか〔規24(3)〕	適合している。 適合していない。
	16 窓を設ける場合は、地面から1.7メートルの高さとし、かつ、10センチ以下の間隔で、直径1センチ以上の鉄棒をはめこみ、内側は、不透明なガラスを使用した引戸に、外側は容易に開くことのできない防火扉となっているか〔規24(5)〕	適合している。 適合していない。

上 式	17 通気孔又は換気孔には、金網が張られているか〔規 24(6)(8)〕	適合している。 適合していない。			
	18 小屋根は、木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃物質を使用し、盗難、火災を防ぎ得る構造となっているか〔規 24(11)〕	適合している。 適合していない。			
	19 火薬庫の周囲は土堤で囲まれているか〔規 24(13)〕	適合している。 適合していない。			
	20 盗難防止のため、天井裏又は屋根に線径 4 ミリ以上、網目から 5 センチ以下の金網が張られているか〔規 24(15)〕	適合している。 適合していない。			
地上 覆 土 式	21 構造は、厚さ 20 センチ以上の鉄筋コンクリート造となっているか。〔規 24 の 2(1)〕	適合している。 適合していない。			
	22 火薬庫の覆土は、45 度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは 3 メートル以上となっているか〔規 24 の 2(4)〕	適合している。 適合していない。			
地 中 式	23 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、その構造は、鉄筋コンクリート等堅固で湿気を防ぐ構造となっているか〔規 25(1)、(2)〕	適合している。 適合していない。			
	24 火薬庫の入口には、鉄扉を設け、トンネルの入口には、それぞれ錠（南京錠を、えび錠を除く。）を使用する等の盗難防止措置が講じられているか〔規 25(4)〕	適合している。 適合していない。			
違 原 反 の 因	遵法精神の欠如 経済的理由	法令の不知 その他の理由	火薬庫の設置者（管理者）又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分		
違 措 反	事件送致	事件不送致	緊急措置の要請	行政処分の措置要請	その他の改善措置

の 置

- (注)
- 1 「火薬庫の種別」欄は、地上式、地上覆土式、地中式の区分に従って記入すること。
 - 2 「検査(指導)結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
 - 3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第 8 号

立 入 検 査 実 施 票 (二級火薬庫)

実 施 年 月 日		年 月 日	実施者所属氏名	
火 薬 庫	所 在 地			火薬庫の種別
	所有者又は管理者			警鳴装置設置義務免除の有無 有 なし

	検 査 (指 導) 事 項	検査(指導)結果
地 上 式 、 地 中 式 共 通	1 火薬庫設置の許可は受けているか(法 12)	受けている。 受けていない。
	2 正、副の火薬類取扱保安責任者及び代理者は、選任されているか(法 30 、 33)	選任されている。 選任されていない。
	3 帳簿を備え付け、火薬類の出納の状況、残数量が正確に記録されているか(法 41)	記録している。 記録していない。
	4 警鳴装置は設置されているか(見張所を設置し、常時見張人を配置する場合を除く。) 〔規 26 及び 、 24(16)準用〕	設置されている。 設置されていない。
	5 常に警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか〔規 21 (14)〕	維持されている。 維持されていない。
	6 火薬庫の最大貯蔵量をこえて火薬類を貯蔵していないか〔規 20〕	こえていない。 こえている。

	7 火薬庫の周囲には、有刺鉄線が張りめぐらされているか(指導)	張られている。 張られていない。
	8 警鳴装置の本体が設置されている場所においては、緊急時に警察に速報する体制が確立されているか(指導)	確立されている。 確立されていない。
	9 火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は、通常の破壊に十分耐え得るものであるか(指導)	耐え得るものである。 耐え得るものでない。
地 上 式	10 構造は平屋建とし、厚さ10センチ以上の鉄筋コンクリート造り、厚さ15センチ以上のコンクリートブロック造り又はこれと同等程度(壁の外面に厚さ2ミリ以上の鉄板を張り、扉が取外しできないように取付けてあるなど)となっているか〔規26 (1の2)〕	適合している。 適合していない。
	11 窓を設ける場合は、地面から1.7メートル以上の高さとし、かつ、10センチ以下の間隔で、直径1センチ以上の鉄棒をはめこみ、内側はガラスを使用した引戸に、外側は、外から容易に開くことのできない防火扉となっているか〔規26、24(5)準用〕	適合している。 適合していない。
	12 小屋組は、木造とし、屋根の外表面は金属板、ストレート板、瓦等の不燃物質を使用し、盗難、火災を防ぎ得る構造となっているか〔規26、24(11)準用〕	適合している。 適合していない。
	13 火薬庫の境界に沿い、幅2メートル以上の空地を設け、かつ、付近には貯水槽を設け、立入禁止等の警戒札を建ててあるか〔規26、24(14)準用〕	適合している。 適合していない。
	14 盗難防止のため、天井裏又は屋根に線径4ミリ以上、網目が5センチ以下の金網が張られているか〔規26、24(15)準用〕	適合している。 適合していない。
	15 入口の扉は二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ2ミリ以上の鉄板であり、内扉と外扉には、錠(外扉にあっては、南京錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止措置が施されているか〔規26 (1の2)〕	適合している。 適合していない。
	16 火薬庫の周囲はできるだけ土堤で囲んであるか〔規26 (3)〕(指導)	適合している。

		適合していない。
地 中 式	17 構造は、通常の破壊に耐え得るなど盗難を防ぎ得るものであるか〔規 26 (1)〕	適合している。 適合していない。
	18 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って火薬庫を設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとしているか〔規 26 (2)〕	適合している。 適合していない。
違 反 の 因	遵法精神の欠如 経済的理由	法令の不知 その他の理由
違 措 反 の 置	事件送致	事件不送致
	緊急措置の要請	行政処分の措置要請
	その他の改善措置	

- (注) 1 「火薬庫の種別」欄は、地上式、地中式の区分に従って記入すること。
- 2 「検査(指導)結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
- 3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第9号

立入検査実施票（三級火薬庫）

実施年月日		年 月 日	実施者所属氏名	
火 薬 庫	所在地			火薬庫の種別
	所有者又は管理者			警鳴装置設置義務免除の有無 有 なし

	検査（指導）事項	検査（指導）結果
地 上 式 、 地 中 式 共 通	1 火薬庫設置の許可は受けているか（法 12 ）	受けている。 受けていない。
	2 正、副の火薬類取扱保安責任者及び代理者は選任されているか（法 30 、 33 ）	選任されている。 選任されていない。
	3 帳簿を備え付け、火薬類の出納の状況、残数量を正確に記録しているか（法 41 ）	記録されている。 記録されていない。
	4 警鳴装置は設置されているか（見張所を設置し、常時見張人を配置する場合を除く。） 〔規 27 、 24(16)準用〕	設置されている。 設置されていない。
	5 常に警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか〔規 21 (14)〕	維持されている。 維持されていない。
	6 火薬庫の最大貯蔵量をこえて火薬類を貯蔵していないか〔規 20 〕	こえていない。 こえている。

	7 火薬庫の周囲には、有刺鉄線が張りめぐらされているか（指導）	張られている。 張られていない。
	8 警鳴装置の本体が設置されている場所においては、緊急時に警察に速報する体制が確立されているか（指導）	確立されている。 確立されていない。
	9 火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は通常の破壊に十分耐え得るものであるか（指導）	耐え得るものである。 耐え得るものでない。
地 上 式	10 構造は、平屋建の鉄筋コンクリート造り、煉瓦造り、コンクリートブロック造り又は石造りとし、基礎は、堅ろう高位となっているか〔規 27 、24(2)〕	適合している。 適合していない。
	11 小屋組は木造とし、屋根は、鉄網モルタル仕上げ等耐火性であって、爆発の際、軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造となっているか〔規 27 (2)〕	適合している。 適合していない。
	12 入口扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ 3 ミリ以上の鉄板であり、内扉と外扉にそれぞれ錠（外扉にあっては、南京錠及びえび錠を除く。）を使用する等盗難防止措置がなされているか〔規 27 、24(4)準用〕	適合している。 適合していない。
	13 窓を設ける場合は、地面から 1.7 メートル以上の高さとし、かつ、10 センチ以下の間隔で、直径 1 センチ以上の鉄棒をはめこみ、内側は不透明なガラスを使用した引戸に、外側は容易に開くことのできない防火扉となっているか〔規 27 、24(5)準用〕	適合している。 適合していない。
	14 幅 20 センチ以上の通気孔には、約 5 センチの間隔で直径 1 センチ以上の鉄棒がはめこまれており、かつ、通気孔及び換気孔には金網が張られているか〔規 27 、24(6)、(8)準用〕	適合している。 適合していない。
	15 盗難防止のため、天井裏又は屋根に線径 4 ミリ以上、網目が 5 センチ以下の金網が張られているか〔規 27 、24(15)準用〕	適合している。 適合していない。
	16 火薬庫の周囲は土堤又は簡易土堤で囲まれているか〔規 27 (5)〕	適合している。 適合していない。

地 中 式	17 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、その構造は、鉄筋コンクリート等堅固で湿気を防ぐ構造等となっているか〔規 27 、25(1)、(2)準用〕	適合している。 適合していない。
	18 火薬庫の入口には、鉄扉を設け、入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、それぞれ錠（南京錠及びえび錠を除く。）を使用する等盗難防止の措置が講じられているか〔規 27 、25(4)準用〕	適合している。 適合していない。
	19 地盤の厚さは、60 センチ以上あるか。〔規 27 (1)〕	適合している。 適合していない。
	20 火薬庫は、住宅その他建築物の地下に設けられていないか。〔規 27 (2)〕	適合している。 適合していない。
違 原 反 の 因	遵法精神の欠如 経済的理由 法令の不知 その他の理由 火薬庫の設置者（管理者）又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分	
違 措 反 の 置	事件送致 事件不送致 緊急措置の要請 行政処分の措置要請 その他の改善措置	

- (注) 1 「火薬庫の種別」欄は、地上式、地中式の区分に従って記入すること。
 2 「検査（指導）結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
 3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第 10 号

立 入 検 査 実 施 票 (実包庫)

実 施 年 月 日		年 月 日	実施者所属氏名	
火 薬 庫	所 在 地			
	所有者又は管理者		警鳴装置設置義務免除の有無	有 なし

検 査 (指 導) 事 項	検査 (指導) 結果
1 火薬庫設置の許可は、受けているか (法 12)	受けている。 受けていない。
2 正、副の火薬類取扱保安責任者及び代理者は、選任されているか (法 30 、 33)	選任されている。 選任されていない。
3 帳簿を備え付け、火薬類の出納の状況、残数量を正確に記録しているか (法 41)	記録している。 記録していない。
4 警鳴装置は設置されているか (見張所を設置し、常時見張人を配置する場合を除く。) 〔規 27 の 4、24(16)準用〕	設置している。 設置していない。
5 警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか〔規 21 (14)〕	維持されている。 維持されていない。
6 構造は、平屋建の鉄筋コンクリート造り、煉瓦造り、コンクリートブロック造り又は石造りとし、 基礎は堅ろう高位となっているか〔規 27 の 4、24(2)準用〕	適合している。 適合していない。

7 入口扉は、二重扉とし、外扉は厚さ 3 ミリ以上の鉄板であり、内扉と外扉は、それぞれ錠（外扉にあっては、南京錠及びえび錠を除く。）を使用する等盗難防止措置がなされているか〔規 27 の 4、24(4) 準用〕	適合している。 適合していない。
8 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造りの部分にあっては、厚さ 20 センチ以上、煉瓦造り、コンクリートブロック造り又は石造の部分にあっては、厚さ 30 センチ以上あるか〔規 27 の 4(1)〕	適合している。 適合していない。
9 火薬庫の屋根は、厚さ 20 センチ以上の鉄筋コンクリート造りとなっているか〔規 27 の 4(2)〕	適合している。 適合していない。
10 窓を設ける場合は、地面から 1.7 メートル以上の高さとし、かつ、10 センチ以下の間隔で直径 1 センチ以上の鉄棒をはめこみ、内側は不透明なガラスを使用した引戸に外側は容易に開くことのできない防火扉となっているか〔規 27 の 4、24(5) 準用〕	適合している。 適合していない。
11 幅 20 センチ以上の通気孔には、約 5 センチの間隔で直径 1 センチ以上の鉄棒がはめこまれており、かつ、通気孔及び換気孔には、金網が張られているか〔規 27 の 4、24(6)、(8) 準用〕	適合している。 適合していない。
12 避雷装置は設けられているか〔規 27 の 4、24(12) 準用〕	適合している。 適合していない。
13 火薬庫の境界に沿い、幅 2 メートル以上の空地を設け、かつ、付近には、貯水槽を設け、立入禁止の立札を建てる等の措置が講じられているか〔規 27 の 4、24(14) 準用〕	適合している。 適合していない。
14 火薬庫の最大貯蔵量をこえて火薬類を貯蔵していないか〔規 20〕	こえていない。 こえている。
15 火薬庫の周囲には、有刺鉄線がはりめぐらされているか（指導）	張られている。 張られていない。
16 警鳴装置の本体が設置されている場所においては、緊急時に警察に速報する体制が確立されているか（指導）	確立されている。 確立されていない。

17 火薬庫の外扉の「ちょうつがい」及び錠は、通常の破壊に耐え得るものであるか（指導）		耐え得るものである。 耐え得るものでない。
違反の因	遵法精神の欠如 経済的理由	法令の不知 その他の理由
違反の措置	事件送致	事件不送致
	緊急措置の要請	行政処分の措置要請
		その他の改善措置

- (注) 1 「検査（指導）結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
 2 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第 11 号

立 入 検 査 実 施 票 (水蓄火薬庫)

実 施 年 月 日		年 月 日	実施者所属氏名	
火 薬 庫	所 在 地			
	所有者又は管理者		火薬庫の種別	

	検 査 (指 導) 事 項	検査 (指導) 結果
ピ ット 式 、 横 穴 式 共 通	1 火薬庫設置の許可は、受けているか (法 12)	受けている。 受けていない。
	2 正、副の火薬類取扱保安責任者及び代理者は、選任されているか (法 30 、 33)	選任されている。 選任されていない。
	3 帳簿を備え付け、火薬類の出納の状況、残数量をそのつど正確に記録しているか (法 41)	記録している。 記録していない。
	4 火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口には、沈でん槽を設置する等火薬類を流出させない措置が講じられているか〔規 27 の 2(4)〕	講じられている。 講じられていない。
	5 緊急の場合、警察に速報する体制は確立されているか (指導)	確立されている。 確立されていない。
ピ ット	6 火薬庫の壁及び床面積は厚さ 15 センチ以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれがないものであるか〔規 27 の 2(1)〕	水もれのおそれはない。 水もれのおそれがある。

式	7 火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって盗難を防ぎ得る構造となっているか〔規 27 の 2(2)〕	適合している。 適合していない。
横 穴 式	8 火薬庫の内面は堅固でかつ、水がもれるおそれがないか〔規 27 の 3(1)〕	水もれのおそれはない。 水もれのおそれがある。
	9 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造りとし、水圧に耐える堅固な構造となっているか〔規 27 の 3(2)〕	適合している。 適合していない。
	10 よう壁に出入口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置が講じられているか〔規 27 の 3(3)〕	講じられている。 講じられていない。
	11 出入口には、堅固な錠を付ける等盗難防止の措置が講じられているか〔規 27 の 3(4)〕	講じられている。 講じられていない。
違反 の 因	遵法精神の欠如 経済的理由 法令の不知 その他の理由 火薬庫の設置者（管理者）又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分	
違反 の 置	事件送致 事件不送致 緊急措置の要請 行政処分の措置要請 その他の改善措置	

- (注) 1 「火薬庫の種別」欄は、ピット式、横穴式の区分に従って記入すること。
 2 「検査（指導）結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
 3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第 12 号

立 入 検 査 実 施 票

煙火火薬庫、がん具
煙火貯蔵庫、導火線庫

実 施 年 月 日		年 月 日	実施者所属氏名	
火 薬 庫	所 在 地			
	所有者又は管理者		火薬庫の種別	

	検 査 (指 導) 事 項	検査(指導)結果
煙 庫 火、 導 薬 火 庫 線 、 共 ん 通 具 煙 火 貯 蔵	1 火薬庫設置の許可は、受けているか(法 12)	受けている。 受けていない。
	2 正副の火薬類取扱保安責任者及び代理者は選任されているか(法 30 、 33)	選任されている。 選任されていない。
	3 帳簿を備え付け、火薬類の出納の状況、残数量が正確に記録されているか(法 41)	記録されている。 記録されていない。
	4 緊急の場合、警察に速報する体制は確立されているか(指導)	確立されている。 確立されていない。
	5 火薬庫の外扉の錠及び「ちょうつがい」は、通常の破壊に耐えうるものであるか(指導)	耐えうるものである。 耐えうるものでない。
が 庫 ん、	6 構造は、できるだけ平屋建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の措置が講じられているか〔規 29(1)〕	適合している。 適合していない。

具 導 、 火 煙 線 火 庫 貯 共 蔵 通	7 入口扉には錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置が講じられているか〔規 29(2)〕	講じられている。 講じられていない。
	8 構造は平屋建とし、鉄筋コンクリート造り又は補強コンクリートブロック造りで、基礎は、堅ろう高位であり、かつ、排水に留意しているか〔規 28(1)〕	適合している。 適合していない。
煙	9 入口扉は二重扉とし、外扉は耐火性で厚さ 3 ミリ以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置が講じてあるか〔規 28(1)の2)〕	適合している。 適合していない。
	10 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造りの部分にあっては、厚さ 10 センチ以上、コンクリートブロック造りの部分にあっては、20 センチ以上となっているか〔規 28(2)〕	適合している。 適合していない。
火	11 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ、2 個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅 20 センチ以上の通気孔には、約 5 センチの間隔で直径 1 センチ以上の鉄棒がんであるか〔規 28(3)〕	適合している。 適合していない。
火	12 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が 2 トンをこえる場合にあつては、土堤又は簡易土提で囲んであり、最大貯蔵量が 2 トン以下の場合にあつては、土提、簡易土提又は防爆壁で囲んであるか〔規 28(4)〕	適合している。 適合していない。
薬	13 通気孔には金網が張られているか〔規 28、 24(8)準用〕	適合している。 適合していない。
	14 小屋組みは木造とし、屋根の外面は、金属板、ストレート板、瓦等の不燃物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造となっているか〔規 28、 24(11)準用〕	適合している。 適合していない。
庫	15 火薬庫には、壁雷装置が設けられているか。〔規 28、 24(12)準用〕	適合している。

		適合していない。
	16 火薬庫には、その境界に沿い、幅 2 メートル以上の防火のための空地を設け、かつ、付近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備及び警戒設備が設けられているか。 〔規 28、24(14)準用〕	適合している。 適合していない。
違反の因	遵法精神の欠如 経済的理由	法令の不知 その他の理由
違反の措置	事件送致	事件不送致
	緊急措置の要請	行政処分の措置要請
	その他の改善措置	

- (注) 1 「火薬庫の種別」欄は、煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の区分に従って記入すること。
- 2 「検査(指導)結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
- 3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第 13 号

立 入 検 査 実 施 票 （ 製 造 所 、 販 売 所 ）

実 施 年 月 日		年 月 日	実施者所属氏名
事 業 所	所 在 地		
	名 称		事業の種別

検 査 （ 指 導 ） 事 項		検 査 （ 指 導 ） 結 果
製 造	1 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者及び代理者は、選任されているか 〔法 30 、 33 〕	選任されている。 選任されていない。
	2 帳簿を備え付け、毎日各製造工程で取扱った火薬類又はその原料もしくは半製品の種類数量及び存置した量を正確に記載しているか〔規 9 〕	記載されている。 記載されていない。
	3 毎日の作業終了後工室内に火薬類を存置する場合は、見張人をつけ、又は警鳴装置を設置する等の盗難予防措置を講じているか〔規 5 (27)〕	講じている。 講じていない。
	4 危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、境界さくを設け、見易い場所に警戒札を立ててあるか〔規 4 (1)〕	立ててある。 立てていない。
	5 危険区域内に作業に必要な従業者又は特に必要がある者以外のものを立入らせていないか 〔規 5 (2)〕	立入らせている。 立入らせていない。
	6 危険工室等には、内部又は外部の見易い場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することのできる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記してあるか〔規 4 (20)〕	明記されている。 明記されていない。

所	7 製造所の周囲には、有刺鉄線、柵等を張りめぐらし、外部から容易に侵入できないようになっているか(指導)	容易に侵入できない。 容易に侵入できる。
	8 製造所構内に不審者が侵入した場合に不審者をチェックする体制は確立されているか(指導)	確立されている。 確立されていない。
	9 危険工室の入口扉には、錠を取付ける等盗難防止措置が講じられているか(指導)	講じられている。 講じられていない。
販 売 所	10 帳簿を備え付け、取引した火薬類の種類、数量、取引の年月日並びに譲受人又は譲渡人の住所、氏名及び譲受人が火薬類を譲受けることができる法的要件〔法17 (1)要件〕を記載しているか〔法41、規11〕	記載している。 記載していない。
	11 火薬類の行商又は屋外販売をしていないか〔法18〕	していない。 している。
	12 営業のため、必要な限度の時間をこえて火薬類を火薬庫、庫外貯蔵所以外の場所に不法に貯蔵していないか〔法11〕	不法貯蔵していない。 不法貯蔵している。
	13 店舗入口の扉は、堅固な材質とし、錠を取付ける等の盗難防止措置が講じられているか(指導)	講じられている。 講じられていない。
製 造 所 、 販 売 所	14 火薬類盗難事件が発生し、又は発生のおそれが具体的に認められた場合に警察に速報する体制が確立されているか(指導)	確立されている。 確立されていない。
	15 1日の作業又は営業が終了した後、火薬類を火薬庫又は庫外貯蔵所以外の場所に不法に貯蔵していないか(製造所にあつては、上記3の措置を講じて工室内に火薬類を存置する場合を除く。)[法11]	不法貯蔵していない。 不法貯蔵している。
	16 従業者等による火薬類の不正持出しを防止するための措置は、講じられているか(指導)	講じられている。 講じられていない。

共通	17 火薬類の盗難防止に関する事項を盛り込んだ保安教育計画を策定し、従業者に対して保安教育を実施しているか〔法 29 、 、規 67 の 4 (1)(2)、67 の 5 (1)(2)〕	実施している。 実施していない。			
違反の 原因	遵法精神の欠如 経済的理由	法令の不知 その他の理由	製造業者、販売業者又は製造保安責任者の監督不十分		
違反の 措置	事件送致	事件不送致	緊急措置の要請	行政処分の措置要請	その他の改善措置

- (注) 1 「事業の種別」欄は、製造所、販売所の区分に従って記入すること。
- 2 「検査(指導)結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の に ✓ 印を付すること。
- 3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

別記様式第14号

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

措置要請事項発見報告書

次のとおり火薬類取締法第52条第4項に基づく措置要請事項を発見したので報告します。

事業所の名称 所在地	
事業所の責任者 または代表者の 住所、氏名、年齢	住所 氏名 年 月 日生(年)
発見日時	年 月 日 時頃
要請事項	
適用条文	
備考	

石川県警察本部長 殿

警察署長

一斉立入検査報告書

実施期間 月 日 ~ 月 日

立入 対象 区分	立入検査 対象数	立入検査 実施 対象数	違 反 対象数	取 締 り 件 数			措置要請 件 数
				検 挙	警 告	計	
消 費 場 所							
庫外貯蔵所							
火 薬 庫							
販 売 所							
製 造 所							
計							

備考

- 1 立入検査対象数は、立入検査を実施した対象数を計上すること。1対象について2回実施しても1として計上すること。
- 2 違反对象数は違反の認められた対象を計上すること。1対象について違反が2以上あっても1として計上すること。
- 3 検挙は事件送致し、又は送致する予定のものを計上すること。
- 4 警告は、現場で警告したものを計上すること。
- 5 措置要請件数は、法第45条の緊急措置要請及び法第52条第4項に基づく措置要請をしたものについて計上すること。
- 6 検挙措置を行ったものについては、違反者の住所、氏名、事業所の名称及び所在地等を別紙に記載し、報告書に添付すること。